（別紙）

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る処理基準について」（平成12年６月９日付け12畜Ａ第1074号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	現　行
別紙 第１　（略） （削る） 第２　（略）	別紙 第１　（略） 第２　検定に関する処理基準 １　被検定中間製品に係る試験品の採取都道府県知事は、令第59条の規定に基づき、薬事監視員に被検定中間製品に係る試験品を採取させる場合は、封印保存された当該被検定中間品のうち、２本を試験品として採取させることとする。 ２　検定不合格となった動物用医薬品の処理都道府県知事は、令第60条第２項の規定に基づき、出願者に検定の結果を通知する場合には、検定に不合格となった動物用医薬品については、再検定の申請がない場合にあっては規則第159条第１項の期間経過後に、再検定を申請した場合にあっては再検定に不合格となった旨の通知があったときに、出願者自ら、速やかに廃棄等の適切な措置を採るよう指導することとする。 第３　（略）

附　則

この通知は、令和８年５月１日から施行する。